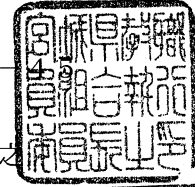
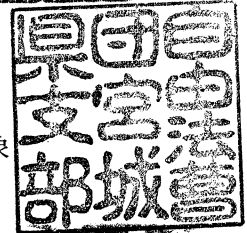


宮城県教育委員会  
教育長 伊東 昭代 様  
教育委員 各 位

請願者 仙台市青葉区柏木1-2-1  
宮城県教職員組合  
執行委員長 渡辺 孝之



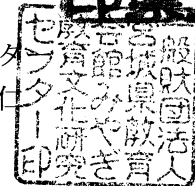
自由法曹団宮城県支部  
支部長 小野寺 義象



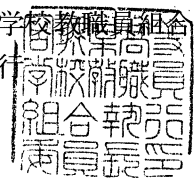
新日本婦人の会宮城県本部  
会長 佐々木 ゆき



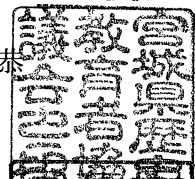
みやぎ教育文化研究センター  
所長 菅井 仁



宮城県高等学校・障害児学校教職員組合  
執行委員長 高橋 正行



宮城県歴史教育者協議会  
会長 永澤 汪恭



民主教育をすすめる宮城の会  
代表 太田 直道



## 2019年度 宮城県教科用図書選定審議会に係る請願

子どもたちの健やかな成長と民主的な学校教育の充実のために、日頃より御尽力いただいていることに対して心から敬意を表します。

私たちが、平成29年度第1回・第2回宮城県教科用図書選定審議会の議事録要旨を読んだ上で提出した平成30年5月11日付け「宮城県教科用図書選定審議会に係る請願について（回答）」に係る請願に対して、平成30年8月3日付けで回答をいただきましたが、平成31年度以降の宮城県教科用図書選定審議会について、以下の点を請願させていただきます。

【 請願項目 】

1. 今年度以降の宮城県教科用図書選定審議会を公開の場で行うこと。
2. 今年度以降の宮城県教科用図書選定審議会議事録において、発言者の氏名を最初から明らかにすること。
3. 宮城県教科用図書選定審議会において、「別冊」の選定資料を作成しないこと。
4. 審議会委員にも前もって全教科書会社の教科書を渡しておき、委員はその教科書を読んだ上で審議会に参加すること。
5. 審議会委員に P T A 連合会や協議会から委員を入れる以外にも、保護者等の意見が反映される配慮を行うこと。

【 請願の理由 】

1. 毎年、その年度第 1 回宮城県教科用図書選定審議会で「会議の公開」について審議が行われているが、最初に事務局から、「宮城県情報公開条例」第 19 条の規定により、「審議会は原則公開と定められている」こと、「非公開情報が含まれる審議等」や「会議を公開することにより会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合で、会議構成員の 3 分の 2 以上の多数で決定したときは、非公開の会議を開くことができる」こととなっているという説明がなされ、「第 2 回審議会に関しては、審議内容の中で、具体的に各出版社ごとの教科用図書の特徴等について審議が行われることから、採択の公正を確保するために」という理由で、一部公開（冒頭と閉会の言葉のみ）（＝実質非公開）とする提案がなされ、実質的に何の審議もしないまま実質非公開とする決定をしています。

このことについて、回答では、「審議会においては、各教科用図書の特徴等について審議が行われることから、会議を公開した場合には委員個人に教科書発行者からの宣伝活動や様々な立場の市民、団体、研究者等からの働き掛けが可能となり、委員の率直な意見交換に基づく公正かつ円滑な審議会の運営を阻害する要因となりかねません。」と述べ、審議会に非公開が適当とする事務局案を提示すると述べています。

しかし、教育委員会の審議に関して、宮城県情報公開審査会答申第 156 号が教育委員会の教科用図書に関する審議の会議録で発言した委員名を公開することを求める決定をした理由の中で、教育委員には、「様々な働き掛けがあっても、率直な意見交換を行い、義務教育にふさわしい教科書を採択することが期待されている」と指摘しています。同じ事は、審議会の委員にも求められているのではないのでしょうか。

少なくとも、本請願が提出されていることと、その内容及び宮城県情報公開審査会答申第 156 号を審議会委員にも伝えた上で、公開・非公開の判断をしていただきたいと思います。

2. 前回の回答では、「一般的な公表と情報公開条例に基づく開示請求による公表については、分けて考えております。」と述べていますが、全く非公開とする理由となっていないということを指摘せざるを得ません。国民の「知る権利」に基づいて情報公開制度を活用して公開を求めれば公表される情報（発言者の氏名）を、一般の公表としては公表しないという意味が分かりません。

回答では、「自由な意見交換を保証するためには、将来にわたって不当な圧力や働き掛けが起こらないよう配慮することが不可欠である」という理由で、「氏名及び発言内容を議事録として明らかにしない」と言います。しかし、「発言者の氏名」は、開示請求をすれば公表されるのです。開示した内容をどう活用するかは開示請求をした者に任されているのです。本当に、発言者の氏名が明らかになることが、自由な意見交換を阻害したり、不当な圧力や働き掛けを招くのであれば、開示されてしまえば防ぎようがありません。しかし、それが開示されるということは、発言者の名前を公表しないことによって、自由な意見交換を保証しよう、不当な圧力や働き掛けが起こらないようにしようとする

「配慮」が審議の透明性より優先されてはならないことを意味します。

教育委員会が、「一般的な公表と情報公開条例に基づく開示請求による公開」は違うという意味不明な理由を持ち出すということは、国民の「知る権利」に誠実に向き合う姿勢が宮城県教育委員会にはないという醜態をさらすことと言わざるを得ません。往生際の悪い醜態を晒さず、県民の「知る権利」に誠実に向き合うことを要求します。

今回からは、議事録での発言者の氏名を公表するかどうかについても、きちんと審議会委員に本請願の内容・理由も示した上で、判断をしていただきたいと思います。

### 3. 「別冊」の選定資料を一部の教科についてのみ作成するという不公正なことは辞めていただきたいと思えます。

これまでに、「別冊」の選定資料が作成されたのは、中学校社会科の歴史的分野と公民的分野、そして小学校の特別の教科 道徳についてだけであります。社会科については、宮城県議会での議決があったとはいえ、社会科の歴史的分野と公民的分野の教科書についてのみ作成され、地理的分野の教科書と地図帳については作成されないという同じ一つの教科なのに分野によって取り扱いが異なるという歪な形となってしまっています。歴史的分野と公民的分野のみの教科書を作成している育鵬社と自由社の教科書の採択を増やそうとする政治勢力の動きとの関連性を疑わざるを得ません。また、道徳についてのみ「別冊」を作成するという事は、全教科について作成している選定資料が不十分なものであると宮城県教育委員会がいうことになってしまいます。教科や分野の取り扱いについて違いがあるということは、公正公平という大原則に反することになります。また、「別冊」を作成するために、多くの教職員が集められて作業をする訳で、それに費やされる費用と時間も少なくはありません。

また、詳細な「別冊」の選定資料を作成しようとするほど、「採択の公正を確保するため」の資料の公平・公正さを保つことが困難になるという問題があります。

平成27年度に作成された中学校社会科の歴史的分野・公民的分野の「別冊」選定資料では、歴史的分野で歴史上の「天皇・皇后・親王等」を取り上げている箇所数を教科書ごとに数えたり、歴史的分野で「神話・伝承を含めた日本の文化や伝統に関する記述」・公民的分野で「天皇に関する記述」、両分野で「北朝鮮による日本人拉致問題に関する記述」の記述概要を比較したことがあります。他にも「領土」「自衛隊」「南京事件」「東京裁判」「慰安婦問題」「日本の戦後処理」といった項目の記述概要する項目とされました。「国家主義」「ナショナリズム」に直結した項目が並ぶ一方で、文部科学省が保護者向けのパンフレットの中で、「学習指導要領のポイント」として取り上げている「環境教育」「消費者教育」「裁判員制度」は一つも取り上げられていませんでした。なぜ、その項目を選定しその他の項目を選定しなかったのか、十分な説明がなされないまま「別冊」資料が作成されました。

また、平成28年度に作成された道徳の「別冊」選定資料に関する宮城県教科用図書選定審議会で、良識ある委員達が、特定の項目について（オリンピックや「いじめ」など）について網掛けしたことに対して以下のように意見を述べて反対しています。

「（価値項目は）AからDまでバランスよく取り上げていくべきだと思う。宮城県にとっていじめは重点的に取り組む課題であるが、道徳教育だけでなく学校教育活動全体で育む必要があり、網掛けはこの資料としてはふさわしくない。」「例えば、6学年ではいじめに関する項目で、A社は19、B社は9と出ていて、県の喫緊の課題だから、市町村ではそこを選択しなさいという意味に捉えられてしまうのではないだろうか。6年間を通して、子供たちに豊かな心を育むためにそれぞれの項目を取り上げるべきであるので、網掛けは必要ない。」「複数の人間で同じ視点で何度も吟味したのならいいが…」「別紙1-2でC社は12、D社は60となっていて、どういう拾い方をしたのかと疑問に思う」「オリンピックが道徳と関係があるのだろうか。」「現代的な課題として挙げられているもので、五輪の項目は入れるべきなのだろうか。」などと。

「採択の公正を確保するため」といって、審議を非公開とするといいますが、十分な合理的な説明のないまま、県教委が一方的に選んだ視点から、「別冊」の選定資料を作成することこそが、「採択の公

正」さを危うくするものだと指摘せざるを得ません。そもそも、県教委が詳細な「別冊」選定資料を作ろうとすることこそ、市町村教委の採択に介入しようとするものであり、「採択の公正を確保するため」にはいけないことだと思います。

中学校社会科の歴史的分野・公民的分野の「別冊」の選定資料を作成した時は、宮城県議会で採択された請願が、特別の教科 道徳の選定資料を作成した時は、「初めて」ということが作成する理由となっていました。しかし、今後は、そのいずれもが該当しないので、作成しなければならない合理的理由もないことも、申し添えておきたいと思います。

4. 昨年度、第2回宮城県教科用図書選定審議会が非公開で行われたため、審議会に何冊の教科書が準備されたのかが不明ですが、議事録要旨によると、審議会の途中で、「各審議委員には、まず教科書を実際に手にとって御覧いただきたい。時間は25分間とする。」と委員長が述べているので、審議会委員は第2回の審議会で初めて教科書を手にし、25分しか目を通す時間が保障されていないと考えられます。極めて時間の保障が不十分であると言わざるを得ません。

公開で行われた仙台市教育委員会では、全教科書会社の全教科書を委員が読み込んで会議に臨んでいました。審議会と教育委員会という会議の性格の違いはあるにせよ、時間的・予算的理由を挙げるのは、あまりに情けないことだと思います。「別冊」を作成することにかかる費用に比べれば、微々たるものだと思います。

5. 「教科書の採択に係る基本方針」の「4 教科書の選定の過程においては、保護者等の意見が反映されるように配慮し、開かれた採択の推進に努めること」について、保護者の意見を反映するために、事務局は、審議会にも保護者の代表の方に入っていただき、各地区の採択協議会でもPTAの方にメンバーに入っていただきいて保護者の方の意見を吸い上げているといいます。しかし、PTA連合会や協議会は保護者の意見を吸い上げるシステムにはなっていないので、メンバーとなった委員は、個人としての意見を述べることしかできません。それでも各地区の採択協議会においては、一般の人々が教科書を閲覧した上での意見が各地区の採択協議会の資料とされていますが、県においては、独自に、教科書閲覧会の開催することもしていません。

基本に立ち返り、「保護者等の意見が反映されるように配慮し、開かれた採択の推進」のための方策を、2名の審議会委員の選出以外にも行うことを要求します。